

改正後

10A 特定目的会社（新SPC、SPT）関係
別紙様式1
〔特定目的会社 届出書類チェックリスト〕
（中略）

特定目的会社届出審査書（資産流動化計画以外）
届出者

審査項目	審査結果
1. 特定目的会社であること	

8. 特定資産の管理・処分を信託会社等に委託する場合、当該信託契約書に資産対抗証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託権の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該SPCに通知する義務を有する旨の記載があるか。
（法第144条2項1号）

・特定資産管理処分信託委託契約書案（添付書類）

9. 特定資産の管理・処分委託契約書に、受託者が、
○特定資産の分別管理義務
○SPCへの特定資産の管理・処分状況説明義務
○特定資産の管理・処分状況を記載した書類の備置及びSPCへの閲覧義務
○資産対抗証券に係る有価証券届出書等に記載すべき資産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なくSPCに通知する義務
○業務の再委託をする場合はSPCの同意を得る義務を有する旨の記載があるか。（法第144条5項）

・特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書（添付書類）

10. 信託受益権を特定資産として譲り受ける場合、当該信託契約書に、当該信託の受託者が当該信託に係る信託権の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨の記載があるか。
（法第145条）

現行

10A 特定目的会社（新SPC、SPT）関係
別紙様式1
〔特定目的会社 届出書類チェックリスト〕
（中略）

特定目的会社届出審査書（資産流動化計画以外）
届出者

審査項目	審査結果
1. 特定目的会社であること	

8. 特定資産の管理・処分を信託会社等に委託する場合、当該信託契約書に資産対抗証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託権の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該SPCに通知する義務を有する旨の記載があるか。
（法第144条2項1号）

・特定資産管理処分信託委託契約書案（添付書類）

9. 著作権（令第24条）の管理・処分について、文化庁長官の許可を受けた者に信託することとなっているか。
（法第144条2項2号）

・特定資産管理処分信託委託契約書案（添付書類）

10. 特定資産の管理・処分委託契約書に、受託者が、
○特定資産の分別管理義務
○SPCへの特定資産の管理・処分状況説明義務
○特定資産の管理・処分状況を記載した書類の備置及びSPCへの閲覧義務
○資産対抗証券に係る有価証券届出書等に記載すべき資産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なくSPCに通知する義務
○業務の再委託をする場合はSPCの同意を得る義務を有する旨の記載があるか。（法第144条5項）

・特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書（添付書類）

・特定資産管理処分信託委託契約書案（添付書類）

資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
1. 計画期間	法5条①一 規則11条一	(1) 資産流動化計画の計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日までの期間）の記載があるか。	
3. 特定社債の発行等に関する事項	規則13条十七	(18) 略	
3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	法2条8項	(10) 次に掲げるすべての要件を満たしているか。	/
	1号	(a) 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。	
	2号	(b) 各特定社債の金額が1億円を下回らないこと。	
	3号	(c) 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあった日から1年末満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。	
	4号	(d) 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。	
	5号	(e) 担保付社債信託法の規定及び第113条第3項の規定により担保が付されるものでないこと。	
	法5条①二ホ	特定短期社債を発行する場合には、以下の事項について記載されているか。	/
	規則13条の2二	(1) 特定短期社債の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。	

11. 信託受益権を特定資産として譲り受ける場合、当該信託契約書に、当該信託の受託者が当該信託に係る信託財産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨の記載があるか。
(法第145条)

・特定資産管理処分信託委託契約書案（添付書類）

資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
1. 計画期間	法5条①一 規則11条一	(1) 資産流動化計画の計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日までの期間）の記載があるか。	
3. 特定社債券の発行等に関する事項	規則13条十七	(18) 略	
4. 特定約束手形の発行等に関する事項	法5条①二ホ	略	
5. 特定目的借入れに関する事項	法5条①二ハ	略	
9. その他資産流動化計画記載事項	規則19条十二	(12) 略	

規則13条の2 三	(2) 特定短期出債の限度額（発行予定残高の上限、以下同じ。）について記載があるか。
規則13条の2 三	(3) 特定短期出債の内容について記載があるか。
規則13条の2 四	(4) 発行時期について記載があるか。
規則13条の2 五	(5) 特定短期出債の全部又は一部の種別について先取特権を付さないこととする場合はその旨の記載があるか。
規則13条の2 六	(6) 各発行ごとの発行価額について記載があるか。
規則13条の2 七	(7) 各発行により調達される資金の使途について記載があるか。
規則13条の2 八	(8) 特定短期出債に係る信用補完又は流動性補完の概要について記載があるか。
規則13条の2 九	(9) 元本の償還及び利息の支払の方法及び期限について記載があるか。
法 113条の6	(10) 次に掲げるすべての要件を満たしているか。
第1号イ	(a) 特定短期出債の発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものである旨の記載があるか。
同号ロ	(b) 資産流動化計画においてその発行の限度額が記載されているか。
同号ハ 規則33条 の四 二	(c) 資産流動化計画において、特定短期出債の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）の具体的な記載があるか。
規則33条 の四 二イ	(d) 規則16条7号ロの場合であって、取得する資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定短期出債について指定格付機関（当該特定短期出債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。）から金融庁長官の指定する格付を取得している旨の記載があるか。
規則33条 の四	(e) 上記d)以外の場合で、信用補完が講じられている旨又は発行を予定する特定短期出債について指定格付機関（

	二〇	当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得している旨の記載があるか。	
	規則13条の二十	(11) 上記5)~(9)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則13条の二十二	(12) 上記1)~(3)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則13条の二十二	(13) 上記1)~(3)について変更を禁止する場合はその旨の記載があるか。	
4. 特定約束手形の発行等に関する事項	法5条①二ハ	略	
5. 特定目的借入れに関する事項	法5条①二ト	略	
9. その他資産増加計画記載事項	規則19条十二	(12) 略	